

## 「日本語教育の推進に関する法律」の概要

## ○「日本語教育の推進に関する法律」の趣旨、目的等

## 【背景と趣旨】

- ・今後も外国人の増加の見込み
- ・外国人が社会から孤立しないよう、**社会の一員として受け入れ、日本語を習得できるようにすることが極めて重要**
- ・外国人が日本社会で生活していく上で必要な日本語を身に付け、**教育・就労・生活の場で円滑に意思疎通できる環境整備が必要**

「日本語教育の推進に関する法律」の成立（令和元年6月28日 公布・施行）

## 【目的（第1条）】

- ・多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現
- ・諸外国との交流の促進
- ・友好関係の維持発展に寄与



## 【定義（第2条）】

「日本語教育」とは、  
**外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動**

## ○国・地方公共団体の責務等

国

## 【国の責務（第4条）】

国は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する**施策を策定、実施する責務を有する。**

施策の方向性の決定

## 【基本方針（第10条）】

政府は、日本語教育の**施策を推進するための基本方針を定めなければならない。**

日本語教育の推進に関する**施策**  
**策定、実施すること**



**国・地方公共団体の責務**

## 【基本的施策（第12条～第25条）】

- ①日本語教育の**機会の拡充**
  - ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
  - ・外国人**留学生等**に対する日本語教育
  - ・外国人等である**被用者等**に対する日本語教育
  - ・**地域における日本語教育**
- ②県民の理解と関心の増進
- ③日本語教育の水準の維持向上等
- ④日本語教育に関する情報提供等

国「**基本方針**」〔策定済〕  
令和2年6月23日閣議決定

施策の推進のため、  
**「方針」を定める**

県「**基本的な方針**」  
R3年度中に策定予定

地方公共団体

## 【地方公共団体の責務（第5条）】

地方公共団体は、日本語教育の推進に関し、**国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有する。**

施策の方向性の決定

## 【基本的な方針（第11条）】

地方公共団体は、**国の基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。**

ポイント③

## 【連携の強化（第7条）】

国・**地方公共団体は、各種学校、事業主、外国人生活支援団体等の関係機関間の連携の強化**その他必要な体制の整備に努める。